

UP/UPC 関連最新情報-スコットランド議会在 PPI に関する SI 案を承認

2017年10月25日、スコットランド議会は、特権および免責に関する議定書（PPI）に関するスコットランド行政委任立法（SI）案を承認しました（PPI とは、UPC、その裁判官、登録官およびその他の職員に一定の権限委譲された特権および免責を付与するものです）。この承認は、スコットランド議会の司法委員会が、SI 案の承認を推奨した後に行われました。

PPIに関するもう一つの SI 案は、現在、イギリス議会上程されています。本案は、2017年6月26日に既に議会上程されています。次のステップとしては、SI に関する合同委員会が精査することになります。

このような二つの SI 案により、UPC の特権および免責に関する議定書（PPI）が施行され、イギリスは、PPI だけでなく UPC 協定にも批准することができます。従って、11 月以降、メイ首相がイギリスの批准書に署名および寄託し、これによりイギリスにおける批准手続きが最終的に終了するか否か、再び注目をあびることになるでしょう。

ドイツ連邦憲法裁判所で係属中の訴訟（事件番号 2 BvR 739/17）に関しては、判決が出るまで予測できません。なぜなら、ドイツ連邦憲法裁判所は、欧州特許弁護士協会（EPLAW）やドイツ弁護士会などの著名な組織を含む 25 以上の組織に対し訴えについての意見を求めているからです。意見の提出期限は、2017年10月31日から2017年12月31日に延長されました。

提出期日以降に、ドイツ連邦憲法裁判所は訴えが認められるかどうか判決を下します。訴えが認められると判断されると、本案判決が下されます。

訴訟に関する今後のスケジュールは知られていませんが、2018年の初めには認められるか否かの判決が期待できるかもしれません。もし、訴えが認められれば、2018年後半に本案判決が下されるかもしれません。

訴えの理由の中に、UPC 協定がヨーロッパ法に反するとの主張があることを考慮すると、ヨーロッパ法の解釈について欧州司法裁判所（ECJ）に予備判決を照会することも予想されます。もし、予備判決の照会が行われた場合、最終判決は、2019年の初めまでさらに遅延する可能性があります。

最終判決が公開され次第、ドイツが批准手続きを完了するまでにかかる時間を予測するヒントを得ることができるかもしれません。

イギリスとドイツが協定を批准するまで、UPC 協定と欧州単一特許制度は施行できないため、制度はさらに「保留」状態となっています。

ドイツでの訴えに関しましては弊社ホームページに掲載中の記事（6/21 掲載の記事）も併せてご参照ください。

http://www.wisel.co.jp/kaisha_annnai/topics.htm

（翻訳：株式会社ワイゼル翻訳課）

（校閲：ドイツ特許法律事務所 KUHNEN&WACKER

Ms. Chizuko Tatenno-Tiele）



STEPHAN KOPP

略歴

Dipl.-Ing. in Aerospace Technology

Master of Laws (LL.M.)

Patent Attorney

European Patent Attorney

European Trademark and Design Attorney

European Patent Litigation Diploma (epi/CEIPI)